

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、E株式会社。）B営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和36年6月1日にA株式会社C支店に採用され、トラック運転手として8年間勤務していたが、44年6月30日にD県のA株式会社B営業所に転勤となり、47年1月まで継続して勤務していた。企業年金連合会に確認したところ、基金の記録では1日も切れ目が無いこととされているが、厚生年金保険の記録では、1か月間について加入記録が無いことが分かった。

申立期間についても継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の移行外被保険者台帳総合照会の記録により、申立人が、昭和36年6月1日以降、継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和44年6月30日にA株式会社C支店の資格を喪失し、同年7月1日に、同社B営業所の資格を取得している旨の記録が確認できるが、企業年金連合会年金サービスセンター保管の中途脱退者の記録である厚生年金基金加入員台帳では、申立人が昭和44年6月30日に同社C支店の資格を喪失し、同日に、同社B営業所の資格を取得している旨の記録が確認できる。

さらに、申立人と同様に、昭和 44 年 6 月に A 株式会社 C 支店の資格を喪失している同僚一人も同年 7 月 1 日に同社 B 営業所における被保険者資格を再取得していることが確認できることなどから見て、事業主が、申立人に係る同社 B 営業所における被保険者資格の取得日を誤って昭和 44 年 7 月 1 日として、社会保険事務所へ届け出たと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 営業所における申立期間前後の標準報酬月額及び厚生年金基金の標準給与額の記録から 6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「厚生年金保険被保険者の資格取得日を誤った。」としていることから、事業主が、昭和 44 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から55年5月まで
昭和55年4月ごろ、A市役所職員から、「一度に11万円納めると、45年から55年までの期間も国民年金に加入することができる。」との説明を受け、同年6月ごろ、貯金を下ろして同市役所で国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和44年5月から平成13年12月までの期間については、申立人の妻が厚生年金保険被保険者であることが確認でき、申立人が、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したとする昭和55年6月の時点では、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、当該期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「10年間の国民年金保険料11万円を市役所で一括納付した。」と主張しているものの、その金額は、申立期間について特例納付等した場合に必要となる国民年金保険料額と大きく乖離^{かいり}している上、特例納付保険料の収納機関は市役所ではなく、社会保険事務所となることから、申立人の主張内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 21 日から 34 年 9 月 23 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日に A 事業所に入社した。同年 6 月から 33 年 1 月までの期間及び 34 年 9 月から 38 年 4 月までの期間は、同社で厚生年金保険加入の記録があるが、その間に挟まれた申立期間も給料から保険料を引かれていた記憶があり、厚生年金保険の加入記録が無いとされたことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所における当時の複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは推認することができるが、同社は、既に廃業しており、貸金台帳等の関係書類は無く、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認することができない。

また、申立人とほぼ同年齢の若い従業員 22 人も、申立人と同様に、昭和 33 年 2 月 21 日付けで資格喪失していることが社会保険事務所の記録により確認でき、そのうち 6 人は、申立人と同様に退職することなく継続して勤務していたと主張しているところ、当時の経理担当者は、「申立期間については、若い従業員を中心に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させており、厚生年金保険料の控除もしなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所における厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、申立人の被保険者資格が昭和 32 年 6 月 16 日から 33 年 2 月 21 日までの期間及び 34 年 9 月 23 日から 38 年 5 月 10 日までの期間で確認できるのみであり、申立期間中に被保険者であったことを示す申

立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 8 日から同年 8 月 31 日まで

私は、申立期間である昭和 53 年 5 月の連休明けから同年 8 月まで、A 県の B 事業所管轄の C 事業所に病休職員の補助で勤務した。

その後、昭和 53 年 9 月から 56 年 3 月まで勤務した 2 事業所については厚生年金保険の被保険者期間となっているのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出を受けた人事記録により、申立人が申立期間の一部である昭和 53 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間、C 事業所に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所では、関係資料が無く、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているが、人事記録により、申立人と同様に昭和 53 年度中に臨時職員として雇用されていた者延べ 63 人のうち、社会保険庁の記録により、厚生年金保険に加入していない者が延べ 19 人確認できることから、申立期間当時、B 事業所では、臨時職員として雇用していた者について、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが見受けられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間後の昭和 53 年 9 月 28 日に D 社会保険事務所で払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、申立期間直後の同年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるのみであり、申立期間に別の厚生年金保険被

保険者台帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月16日から58年10月4日まで

私は、昭和48年5月1日からA社に勤務し、59年3月24日に退職するまで、一度も途中で退職したことはない。

ところが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における雇用保険の被保険者記録から申立期間の一部の勤務が確認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の厚生年金保険の関係資料は保管していないとしており、当時の経理担当者からも供述を得ることができないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したところ、「申立人は一時期、請負契約で仕事に従事していたのではないか。」という証言も得ている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和57年4月16日に被保険者資格を喪失し、58年10月4日に再取得していることが確認できる上、喪失後の健康保険被保険者証の返納、医療の継続療養の申請記録があるなど、当該原票に不自然さは見られない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。